

ジュニアバレエ教室細則

東京ドームグループ ジュニアバレエ教室の会則に基づき、指定管理者は以下の細則を定めます。

第1条(会員種類)

・週1回コース

第2条(会費)

・週1回コース 4,950 円 (税込)

※消費税に係る法律が改正された場合は改正後を適用します。

第3条(会費の支払い)

支払い方法は、利用期の前月末までに窓口(券売機)にて現金でのお支払いとなります。

第4条(対象)

ジュニアバレエ教室の対象年齢は以下の通りとなります。

コース	対象
A クラス	小学1～3 年生
B クラス	小学 4～6 年生

第5条(ジュニアバレエ教室開催時間)

ジュニアバレエ教室の開催時間は以下の通りとなります。

コース	時間	曜日
A クラス	17:10～18:10	火
B クラス	18:20～19:30	火

第6条(休講日)

- 1 年末年始、年間回数週の調整による休講(別紙カレンダー参照)
- 2 館内整備、補修、その他の都合によりやむを得ず臨時に休講させていただく場合もございます。
この場合は事前に施設内に掲示してご通知いたします。

第7条(定員制)

各コース定員制を設けております。

第8条(コース変更)

コース変更については、年齢達成を理由としたコース変更も可能です。

第9条(休会)

休会する場合は、休会希望月の前月末までに休会手続きをしてください。

第10条(退会)

退会する場合は、退会月の3週目の練習日までに退会手続きをしてください。

第11条(ロッカー利用)

会員は、スクールに参加している時、施設のロッカーを使用し、使用しているロッカーの鍵の管理をします。指定管理者は、会員の荷物管理の一切の責任を負わないものとし、会員もこれについて何らの異議を申し出ることはできません。

第12条(改正)

指定管理者は、必要と認めた場合は、諸規則の改定を行うことができます。なお、改定を実施する場合、軽微な改定にとどまるときは、その内容を本施設内における掲示により告知し、そうでないとき会社は1ヶ月前までに本施設内における掲示及び本施設のウェブサイトにて告知することとし、改定後は、全会員に適用されるものとなります。

施行日:第1改正 平成18年4月1日

第2改正 平成26年5月1日

第3改正 2024年4月1日(西暦表記に変更)